

## □民生委員・児童委員をご存知ですか？

「民生委員・児童委員」は、「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、みなさまの暮らしを支援する人です。  
すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行ないます。  
「主任児童委員」という、主に子どもに関する支援活動を行なう委員もいます。

## □お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員は、地域のみなさまの相談相手です。子育てに関すること、高齢者の介護に関すること、健康・医療に関することなど、生活の中で気になっていることがございましたら、お気軽にご相談ください。

## □みなさまを支援するサービスをご紹介します

地域にお住まいのみなさまの心配ごとなどを解決するために、専門機関や福祉サービスなどをご紹介します。また、みなさまと行政とのパイプ役や調整役を務めます。

## □民生委員・児童委員は、あなたの相談内容の秘密を守ります

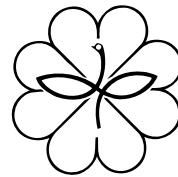
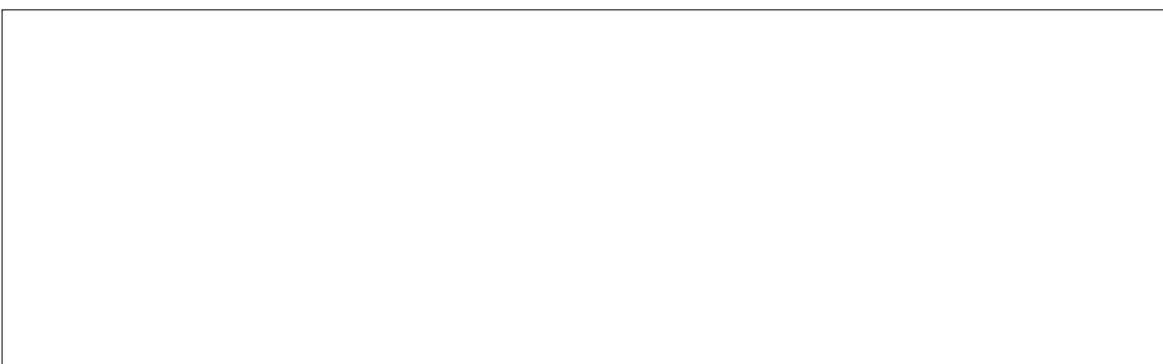
民生委員・児童委員には守秘義務があります。地域のみなさまから受けた相談内容の秘密を守ります。個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行ないます。

## □地域の福祉を守って90年

民生委員制度は、平成19年に創設90周年を迎えた、長い歴史ある制度です。これからも、みなさまと共に、安全で安心できるまちづくりに取り組んでいきます。

## □民生委員・児童委員はみなさまの地域で活動しています

お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員は誰で、どのように連絡をとればよいのかについて  
は、市区町村行政や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの相談窓口にお問合せください。



全国民生委員児童委員連合会  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
Tel 03-3581-6747/Fax 03-3581-6748  
z-minsei@shakyo.or.jp http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/

広げよう 地域に根ざした 思いや



**民生委員・児童委員**  
あなたのまちの相談相手



## 民生委員・児童委員は

地域の高齢者や障害者が、  
いきいき元気に暮らしていくよう  
応援しています。

自然災害や悪質商法被害などから  
地域住民を守る取り組みを  
進めています。

子育てをしているお母さんなど  
保護者と子どもたちを支える  
活動を展開しています。

子どもたちの健やかな成長を  
地域全体で見守っていくよう、  
取り組んでいます。